

# 寄附金等取扱規程

公益財団法人 日本膵臓病研究財団

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本膵臓病研究財団（以下「当法人」という）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受入基準)

第2条 当法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
  - (ア) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
  - (イ) 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
  - (ウ) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
  - (エ) 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
  - (オ) その他、理事長が当法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

## (寄附金等の種類)

第3条 当法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 用途が特定された次に掲げる2種類の寄附金
  - (ア) 用途特定寄附金：寄附者が寄附の申し込みに当たり、用途を特定するもの
  - (イ) 募集特定寄附金：当法人が募集にあたり用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

## (寄附金等の募集)

第4条 寄附金等の募集においては、以下を厳守する。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄附金等の募集は行わないこと
- (2) 寄附の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと

(3) 寄附の勧誘を受けた者や、寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

#### **(受入手続)**

第5条 寄附金等を当法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

2 当法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないこと確認し、寄附金等の受け入れを行う。

#### **(寄附金等の取扱い)**

第6条 一般寄附については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは公益目的事業費に充当することも可とする。

2 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

#### **(募金目論見書の交付等)**

第7条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

#### **(受領書等の送付)**

第8条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

#### **(募金に係る結果の報告)**

第9条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

#### **(情報公開)**

第10条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備え置くものとする。

#### **(個人情報保護)**

第11条 寄附者に関する個人及び法人の情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

#### **(改 廃)**

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

#### **附 則**

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項があるときは理事長が別に定める。
- 2 この規程は、令和7年9月1日から施行する。